



# 島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第58号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一（砂 防 課） 2  
部を改正する規則

**公布された条例等のあらまし**

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第22号）

## 1 規則の概要

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴う規定の整理
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第22号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第3条中「第5条」を「第6条」に改める。

第4条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「第7条第4項」を「第8条第4項」に改める。

第5条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第6条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に、「第7条第2項から第5項まで」を「第8条第2項から第5項まで」に改め、同条第2項中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

第7条中「第19条」を「第20条」に、「第16条」を「第17条」に改める。

様式第1号裏面中「他人の土地に」を「他人の占有する土地に」に、「さく」を「柵」に、「に規定する立入り」を「の規定による立入り」に、「に規定する損失」を「の規定による損失」に、「に規定する協議」を「の規定による協議」に改める。

様式第2号表面中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同様式裏面中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に改める。

様式第7号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第8号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第2条第1項の証明書及び同条第2項の証明書は、それぞれこの規則による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第2条第1項の証明書及び同条第2項の証明書とみなす。